

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の説明書

外務省



目次

|          |                       |   |
|----------|-----------------------|---|
| 一        | 概説                    | 一 |
| 1        | 改正の承認経緯               | 一 |
| 2        | 改正の受諾の意義              | 一 |
| 3        | 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務 | 一 |
| 4        | 早期国会承認が求められる理由        | 一 |
| 二        | 改正の内容                 | 二 |
| 1        | 投票権及び参加を強化するための改正     | 二 |
| 2        | 投資権限を拡大するための改正        | 二 |
| 三        | 改正の効力発生               | 三 |
| 四        | 改正の実施のための国内措置         | 三 |
| (参<br>考) |                       | 四 |



## 一 概説

### 1 改正の承認経緯

(1) 国際通貨基金（以下「基金」という。）においては、昭和二十年（千九百四十五年）の創設以来、すべての加盟国に均等に分配される基本票数の増加が行われず、その総投票権数に占める割合が減少したことにより低下した低所得国の発言力の強化が課題とされてきた。また、アフリカ諸国を代表する理事は、基金の融資及び技術支援の対象となっており、多数のアフリカ諸国の選挙母体から選出されていることから、理事代理の増員による理事室の機能強化が必要となっている。さらに、基金の財政は、近年深刻な状況であり、安定的な歳入構造の確立も緊急かつ重要な課題となっている。

(2) このような課題に対処するため、加盟国間で基金の改革について検討を行ってきた結果、基本票の増加及び理事代理の増員を主たる内容とする国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正（以下「投票権及び参加を強化するための改正」という。）案及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正（以下「投資権限を拡大するための改正」という。）案が、それぞれ平成二十年（二千八年）四月二十八日及び同年五月五日に総務会において承認された。

### 2 改正の受諾の意義

これらの改正は、基金の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等を行うための改正について定めるものである。我が国がこれらの改正を受諾して、その早期発効に寄与することは、基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

これらの改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

### 4 早期国会承認が求められる理由

(1) 基本票の増加及び理事代理の増員は、平成二十年（二千八年）十一月十五日に開催された金融・世界経済に関する首脳会合の宣言で提唱されているブレトン・ウッズ機関における途上国の投票権及び参加の強化に資するものであり、我が国としても投票権及び参加を強化するための改正を早期に受諾し、その早期発効に寄与することが望ましい。

(2) 投票権及び参加を強化するための改正の発効は、併せて行われる増資の発効要件の一つである。そのため、我が国としては、平成二十一年（二千九年）四月二日に開催される予定の次回金融・世界経済に関する首脳会合及び同年四月二十五日に開催される予定の国際通貨金融委員会（IMFC）において基金の資金基盤強化が議論されることを踏まえ、この改正を早期に受諾し、他国に対しても早期の受諾を促すことが望ましい。

(3) 近年、基金の財政は、深刻な状況にあり、安定的な歳入構造の確立が緊急かつ重要な課題となっている。基金の第二位出資国である我が国としては、基金の歳入基盤の強化に資する投資権限を拡大するための改正の早期発効のために最大限努力することが望ましい。

## 二 改正の内容

これらの改正の概要は、次のとおりである。

### 1 投票権及び参加を強化するための改正

#### (1) 理事代理の増員

総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が二人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる（第十二条第三項(e)）。

#### (2) 基本票の増加

各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の五・五〇二パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする（第十二条第五項(a)）。

#### (3) 投票権を停止された加盟国の票の総投票権数への算入禁止の例外

投票権を停止された加盟国に割り当てられた票の総投票権数への算入禁止の例外として、基本票数の計算を目的とする場合を追加する（付表L2）。

### 2 投資権限を拡大するための改正

#### (1) 投資勘定における資金の運用の拡大

基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる（第十二条第六項(f) iii 及び(vi)）。

(2) 特別支払勘定における資金の運用の拡大

基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる（第五条第十二項(h)）。

(3) 金の売却収益の運用

基金が協定の第二次改正の日の後に取得した金を売却する場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。また、この改正の発効以前であっても、二千八年四月七日以降に金の売却を行った場合には、収益のうち金の取得価格を超過する部分の額を投資勘定に繰り入れる。（第五条第十二項(k)）

三 改正の効力発生

これらの改正は、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を基金がすべての加盟国にあてた公式の通報によって確認した日に、すべての加盟国について効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

これらの改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

<sup>1</sup> 投票権及び参加を強化するための改正

- (1) 承認 平成二十年四月二十八日 基金の総務会において承認
- (2) 効力発生 平成二十一年二月一日現在 未発効
- (3) 受諾国 平成二十一年二月一日現在 九箇国

<sup>2</sup> 投資権限を拡大するための改正

- (1) 承認 平成二十年五月五日 基金の総務会において承認
- (2) 効力発生 平成二十一年二月一日現在 未発効
- (3) 受諾国 平成二十一年二月一日現在 八箇国  
クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、大韓民国、モンテネグロ、ノルウェー、スイス